

Title	越縵堂日記, 李越縵著
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎(Tanaka, Suiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.3 (1922. 5) ,p.125(475)- 127(477)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	東西新史乗
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

越縵堂日記

(李越縵著
商務印書館發賣)

民國八年に北京大學文科内の一部の學者の發行した雜誌『國故』に越縵堂日記出版の廣告文が登載されて居つた。兎に角原稿料が三千弗一千部の出版費が二萬一千弗を要するので、三百弗宛の出資者八十人を得度いと云ふので、果して國事多端の際に十分の應募者あるであらうかと疑つて見たが、流石は支那である。民國九年の九月には豫定の出資者を得て遂に越縵堂日記五十一冊は北京浙江公會の名義で發行され上海の商務印書館で發賣さるるに至つた。

李越縵名は慈銘字は悉伯、浙江省會稽縣の出産で咸豐九年に北京に遊んだが同治四年に母の喪に會ふて南歸し、九年に舉人となり翌十年再び上京、爾來數ば禮部の試に應じ光緒六年五十二歳にして初めて進士と爲つた。かくて戶部郎中から光緒十六年に山西道監察御使となり、二十年十一月二十四日に肺結核で死んだ、時は年六十六。平步青の傳記に據れば四部に涉つて著者合計百數十卷に上り、殊に浙東史學の流を汲んだものと見え最も力を史部に致し、後漢書集解、北史補傳、歷史論贊補正、歷代史贖、閩史、唐代官制雜鈔、宋代官制雜鈔、元代重儒考、明諡法考、南渡儒略、國朝經儒經籍考、軍興以來忠節小傳、紹興府志、會稽新志等の著書があると記して居る。『續碑傳集』の作者紀略には有越縵堂文集と見ゆるが孟學齋古文内外編が上木されたのであらうか。平步清の傳には友人僅刻其駢體文鈔二卷詩初集十卷と記してある。

李越縵には以上の著者の外に浩瀚な日記七十餘冊があつて經を説き史を證し書を評し事を記し人物を評隲し詩文を收録してあつて生平の精力をこの書に聚めてあることは夙に同人の間に知られて居つた。それで縵荃孫は曾て『古學彙刊』編輯の際日記の一部咸豐十年乃至同治四年迄の令を抄録して越縵堂日記鈔二卷と題して公にした。但し第貳卷は孟學齋日記鈔である。然るに咸豐四年から同治元年迄の越縵堂日記に就ては越縵親ら同治二年に孟學齋日記の叙に於て向所爲二十八卷中、當取其攷據議論詩文踪跡稍可錄者。分類輯之。以待付梓。凡所餘者。或授之烈炬。或錮之深淵。或即藏之鑿楹云々あるので今回は之を除き、同治二年四月から光緒十五年七月迄の二十七年間の日記を公にしたのである。それで前年樊樊山が印刻す可しとて越縵の遺族から借りて往つた儘の最後の一函八冊も亦洩れて居るので日記としても未完ではあるが、會國藩の日記と同じく原本をその儘石印に附したので實に美事な出版物である。

同治十二年一月二十八日の條には閱汪龍莊先生病榻夢痕錄、とあり、更に翌日の條には閱病榻夢痕錄。夜閱夢痕錄餘華。汪氏此書。實年譜之瓶體。所記皆切于身心實用。多布帛粟菽之言。先本生王父。先君皆喜觀之。慈八九歲時。即隨舉一二事。以相訓厲。今日閱之。猶能略憶光景也。とある。汪龍莊は蕭山縣の人李越縵もその自叙傳の感化を受けて居るのである。

同治十一年六月二十六日には滂喜齋叢書のうちに收めた李慶芸の炳燭編を閱して鄒齋竺守其師錢竹汀家法。隨事攷訂。皆實求其

是。不爲高遠驚俗之談。其書既未寫定。又中奪于仕官。未老橫賞。故所著精密遠不逮其師。然有訂正義新錄及金石跋尾者各數條。皆足爲詹事功臣。蓋吳門之學。自惠江王錢遞傳。皆以平實切近爲主。拾遺補闕。雖所就有小大之殊。而爲功于古人。不誤來學。其致一也。嘉定小邑。經儒獨多。皆私淑錢氏之教。自常州莊氏說經。恃其高識雄力。好爲荒渺之論。自託于西京微言。而不知實爲南宋餘唾。數十年來。吳門頗爲所染。而嘉定獨不稍變。此亦論學術者所當知也云々記してある。李越縵が漢學の傳統を重んじ流行に趨て公羊學に耽らざりしことは言外に看取せらるる。

同治十年十二日朔の條には購得仿宋本東都事略一部、付直四十二千。予丁巳^(一)成豐^(二)里居時。購此書。不過八九百錢。今舊萬打磨廠。見邸傍肆有之。索直京錢六十千。以價昂卻之。近聞有索至二十四金者。故函向原肆。購以此數。較之昔價。已增七八倍矣。とある。髮賊の騷亂中と平定後と書價の騰貴を見ても時勢の推移が窺はれるのである。

又光緒十四年正月二十八日の條に秀文齋書買。送來津逮秘書一部。索銀一百兩とあるのは今日から考へれば廉價であるがその次に津逮尙缺數冊とある。而して二月七日の條には是日津逮秘書諸價八十金。先付五十一金。とある、二割値切つたのである。

同上にも援いたやうに讀書記は越縵日記のうちにて大に取る可き點であるが、同治九年七月五日の條には左の如き記事がある。閱趙翼廿二史劄記。常州老生皆言。此書及陔餘叢考。趙以千金買之一宿儒之子。非趙自作。以甌北詩集詩話及簷曝雜記諸書觀之。

趙識見淺陋。全不知著書之體。此兩書較爲實串。自非趙所能爲。叢考猶多入小說。又不如劄記之有體要。然於史事多是纂輯之功。無所發明。筆舌冗沓。尤時露村學究口吻。以歸錢氏廿二史考異。固相去天壤。即擬王氏之十七史商榷亦遠不逮也。是は聊か漫罵に過ぎはせぬかと思ふ。光緒十五年三月二十八日の條には閱陔餘叢考。此書少時最所喜。今日對之如夢境矣。其中多有失之眉睫者。蓋全出最錄之功。往々務得貪多。致不相照覆耳。とあつて更に非難を加へては居るが、少時は即ち愛讀したのである。

同治四年十一月三十日の條には改定した左の賣文通例が掲げてある。

一 廟碑、神道碑。散文一百六十金、駢文二百金。如至戚深交而家非有力者。散文減四十金。駢文減六十金。

一 墓志銘、墓表。散文百二十金、知好減四十金。駢文百六十金、知好減六十金。其家計殷足者、散文百金、駢文百二十金。至

密交、各再減二十金。族人無服者、以交情厚薄論。厚者戚視密友例、疏者從知好例。有服者視至戚例。

一 壽序。散文八十金、知好減半。駢文百金知好減四十金。自五服之宗及三黨至戚外。親族皆從知好例。不識面者。以凡人論。

駢文。雖五服之宗、三室之戚、亦不應。

一 序記、照壽序例。

一 代撰官書序文、或高文典冊、須鋪張者。例皆用駢文。其價如廟碑例。

一 其人有爵位。而公論不與者、不作。有隱匿者、不作。其人非

讀書。而亦無卓行者。不作。

一 婦人壽序、非高閥華封年七十以上及有節行者、不作。

一 以壽文轉獻達官要人者、雖出至親密友之請、亦照例價。

一 知好而極貧者、爲其先人求作碑志序記。或乞壽文榮其親者、不在此例。或餉佳籍、古琴、古硯、古墨、及佳卉、名石、佳釀、均可。

一 爲知好作志銘、任情所至、不在此例。

一 代人作館閣進擬表賦、照壽序駢文例。雖知好不減價。其賀大禮。或官書告成奉進之表。如廟碑駢文例。知好減四十金。

(田中萃一郎)

Preserved Smith: The Age of the Reformation.

New York, 1920. 8vo. Xii+862pp.

本書は『第十六世紀の文化史』である。著者の反對さへなくば、斯う言つた方が一層適切にその内容を示し得ると思ふ。當世紀は人の知る如く近世史上稀に見る重大な變革の一時期であつた。資本主義の勃興したのも、文藝復興の終末を告げたのも、宗教改革の初まつたのも、みな此の時期に於てであつた。かくも互に前後交錯して因果の關係にある是等の事項を巧に按排して一卷の中に包擁した著者の技倆は賞讃に値する。その前半は總論の外、月並的叙述の宗教改革史であつて、例により獨逸のルーテルに初まつて、諸國を經過した上、西班牙の反宗教改革に終つてゐる。たゞ

カルヴァンの眞價が適當の認識を得てゐないといふ米國のフェー教授の非難は尤であるが、之もウエルズの通俗世界史にすら記されてない位であるから、カルヴァンはもう時世後れであること貶してよいのであるかも知れぬ。そは兎も角、西洋で印刷術の威力を發揮するに至つたのが當期であるから、この頃から宗教と關聯して出版檢閲の八釜しくなつたのも無理もない、隨つて異端禁壓手段の一として『禁書目錄』『改書目錄』の發表を見るに至つた沿革も又本書の中に記されてゐる。著者はそれが影響を説いて、サーピ、ミルトンなどの盛んな反對があつたけれども文學上には之が大害を及ぼしてゐない、西班牙文學の黄金時代は無免許書籍の印行者を死刑に處する法律が發布された後であつたし、英國の嚴法はシェークスピアにその宗教上及び政治上の意見を吐露せしめなかつたかも知れないが、その文才を妨げたとは言へない。之は科學にも殆んど惡影響を及ぼさなかつた。たゞ民衆の政治的見解を狭め、獨創を妨げたと論ずる所、本邦の所謂新思想家の間から異論が起りさうである。

以上は本書の誇るべき部分ではない。人によつては讀まずともよい。併し本書の後半は何人も讀まずに居られまい。當代の社會、經濟、思想に關する所謂文化史的記述はこの部分に集注されてゐる。國勢調査に興味のある人は第十章を讀むがよい、そこには歐洲當時(一五〇〇年)の人口が、第二十世紀初頭に於けるその約四分の一であつた事が記されてゐる。それに又一九一四年の世界は一五一四年に比し百二十八倍の富を有すると言ふが如くに呑み